

## 最低制限価格について

市では、低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしづ寄せ等を防止する観点から、最低制限価格を設けており、算定式は下記のとおりです。

入札に当たっては、上記趣旨を踏まえて、見積りを行い、適正な施工が確保できる価格により応札してください。

記

### 1. 最低制限価格算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(直接工事費 \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費等} \times \textcolor{red}{68\%})\} \times 1.10}{\text{設計額}}$$

### 2. 最低制限価格の適用範囲

予定価格の7.5/10から9.2/10までの範囲

### 3. 解体工事の最低制限価格

予定価格の7.5/10

### 4. 施行期日

**令和4年6月1日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用する。**

※「最低制限価格の設定に関する要綱」、「最低制限価格の設定に係る最低制限基準率を定める要領」については、宇佐市ホームページからダウンロードできます。

## 経費区分の取扱いについて

最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格及び失格基準の算定における経費区分については、次のとおり取扱うものとする。

下記フロー中 ① は直接工事費、 ② は共通仮設費（ただし、共通仮設費積上分は ①直接工事費 に含む。）、 ③ は現場管理費、 ④ は一般管理費等とする。

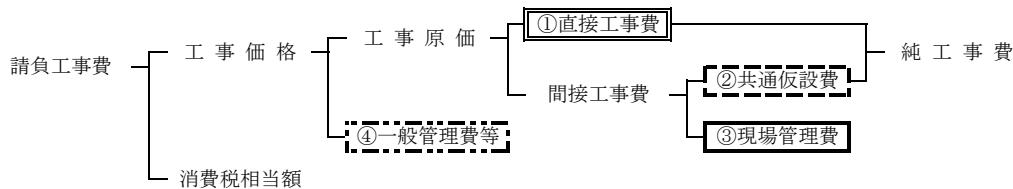
ただし、下記フロー中（3）の「製作原価」、（4）の「機器単体費」及び（5）の「工場製作原価」に見積による資材単価を使用する場合において、当該資材単価が現場着単価である場合には、下記フローによる分割は行わず、全て ①直接工事費 として取扱うものとする。

なお、「製作原価」、「機器単体費」及び「工場製作原価」の資材単価を、下記フローにより分割できるものについては、分割して取り扱うものとする。

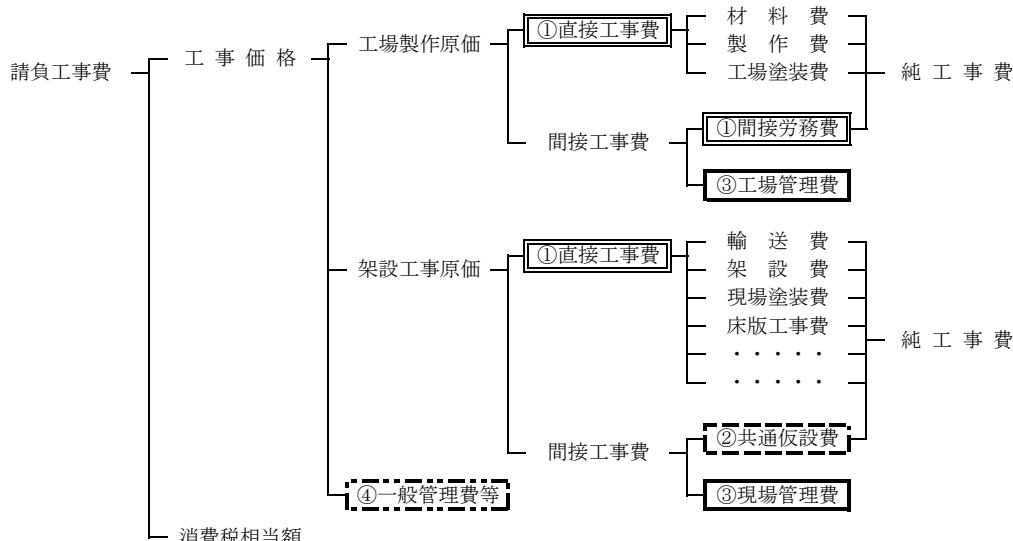
また、【スクラップ等売却費】が計上されている場合の最低制限価格等（※）の算定にあたっては、  
「最低制限価格（低入札価格調査基準価格）及び失格基準の算定式」において所定の率を乗じる  
『直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費』には、スクラップ等売却費を含めないものとする。

（※）最低制限価格等・・・最低制限価格、低入札価格調査基準価格、失格基準

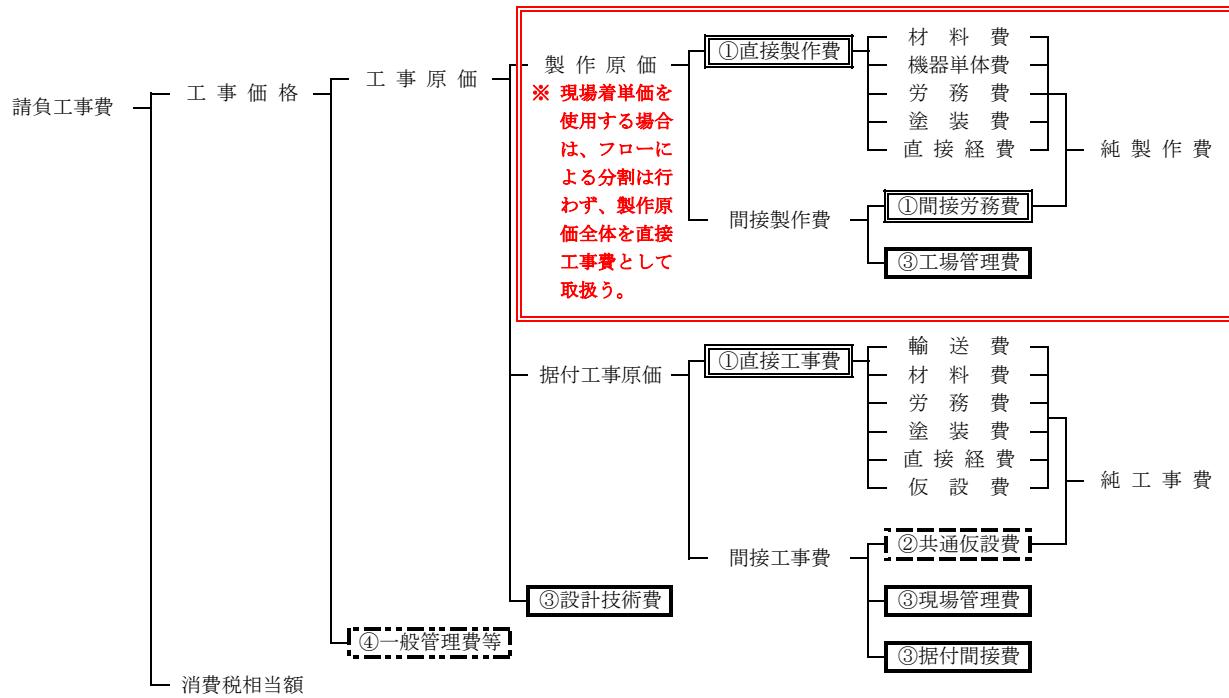
### （1）土木工事【一般土木等】



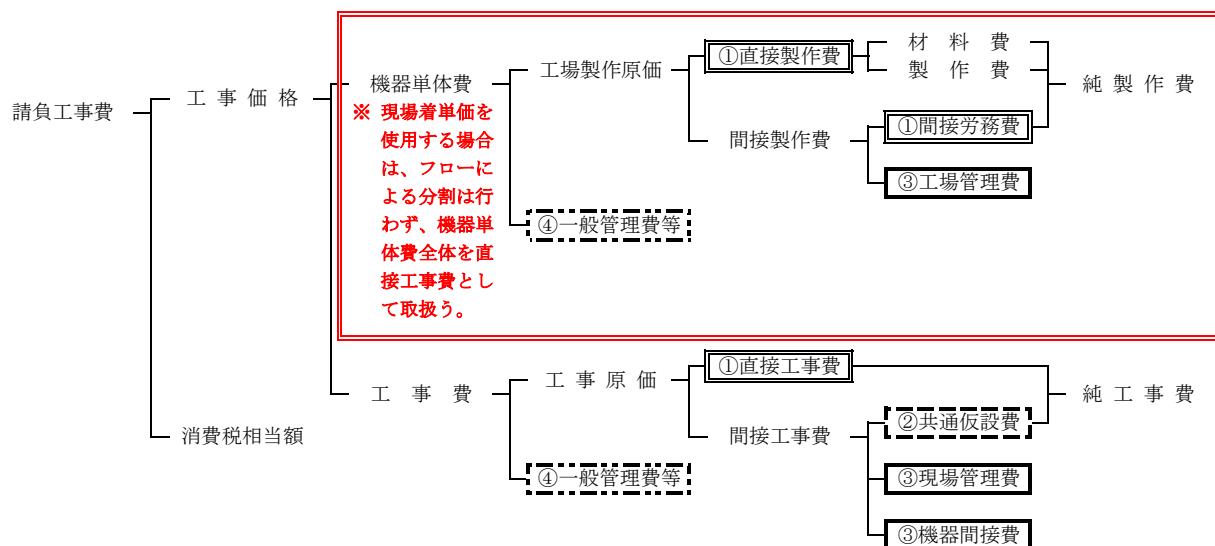
### （2）土木工事【鋼橋製作（工場製作、架設工事）】



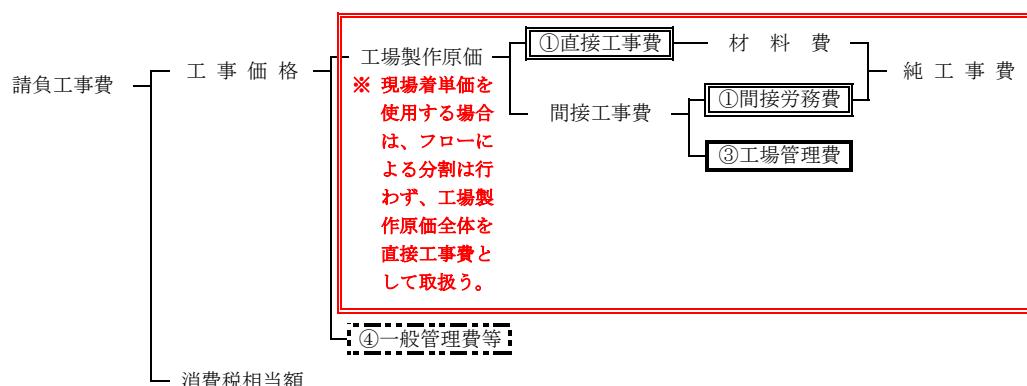
(3) 土木工事【機械設備（製作、据付工事）】



(4) 土木工事【電気（通信）設備（機器、工事）】



(5) 土木工事【その他（支承工、落橋防止装置工等）】



(6) 建築工事（建築設備工事を含む。）

